令和7年度 維持管理に関する状況

施設の名称	大和市一般廃棄物最終処分場(NO. 6)
施設種類	一般廃棄物最終処分場
施設の設置場所	大和市上草柳46-1外
施設の概要	敷地面積 11,073(㎡) 埋立面積 8,637(㎡)
	全体容量 61,385(㎡)
残余埋立容量	※最終覆土実施後、平成29年11月に埋立終了しました。

埋立処分量 (t)	埋立物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	焼却灰 不燃物破砕残さ 覆土		埋立終了										
	点検日 点検結果	28日 良好	30日 良好	27日 良好	29日 良好	29日 良好	30日 良好						
遮水工点検	措置日	及灯 一	- 民灯	- 及灯	<u> </u>	- 民灯	- 民灯						
	措置内容 点検日	28日	30日		29日	- 29日	— 30日						
調整池(原水ピット) 点検	点検結果 措置日	<u>良好</u>	<u>良好</u> 一	<u>良好</u>	<u>良好</u>	<u>良好</u> 一	<u>良好</u> -						
浸出液処理設備	措置内容 点検日	— 28日	— 30日				— 30日						
	点検結果 措置日	良好	良好	良好	良好	良好	良好						
	措置内容	_	_	_	_	_	_						

平成28年6月末で焼却灰の搬入は終了しました。 埋立終了後、令和3年1月より上部を公園として利用しています。

令和7年度 最終処分場放流水分析結果

※単位・mg/l (大睼南群数を除く)

※単位:mg/L (大腸菌群数を除く)												
試料採取	日	4月18日	5月16日	6月13日	7月11日	8月8日						
報告書作成		5月2日	6月2日	7月1日	7月30日	9月1日						
水質汚濁規制物質	規制基準値(※)											
рН	5を超え9未満	7. 2	6. 9	7. 2	7. 3	7. 1						
BOD	600未満	7. 0	11	6. 5	1.5	6.6						
COD		13	18	16	16	20						
SS	600未満	2	9	2	10	6						
大腸菌数		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
カドミウム	0.1以下			0.003 未満							 	
シアン	1以下			0.1 未満							 	
鉛	0.1以下			0.01 未満							 	
六価クロム	0.5以下			0.02 未満							 	
ヒ素	0.1以下			0.01 未満							 	
総水銀	0.005以下			0.0005 未満							 	
アルキル水銀	検出されないこと			不検出 (0.0005未満)							 	
PCB	0.003以下			0.0005 未満							 	
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	0.3以下 0.1以下			0.01 未満 0.01 未満							 	
ジクロロメタン	0. 1以下			0.02 未満							 	
四塩化炭素	0. 2以下			0.02 未満							 	
日温 1. グネ 1. 2-ジクロロエタン	0.02以下			0.002 木凋							 	
1.1-ジクロロエチレン	0.2以下			0.01 未満							 	
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.4以下			0.01 未満							 	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下			0.01 未満							 	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下			0.006 未満							 	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下			0.002 未満							 	
チウラム	0.06以下			0.006 未満							 	
シマジン	0.03以下			0.003 未満							 	
チオベンカルブ	0.2以下			0.01 未満							 	
ベンゼン	0.1以下			0.01 未満							 	
セレン	0.1以下			0.01 未満							 	
有機リン	0. 2以下			0.05 未満							 	
<u>銅</u> 亜鉛	1以下 1以下			0.05 未満 0.12							 	
<u> </u>	3以下			0.12							 	
<u>鉄(冷解性)</u> 総クロム	2以下			0.05 未満							 	
マンガン(溶解性)	1以下	0. 94	0 27	0.03 木凋	0. 33	0.05 未満					 	
ニッケル	1以下			0.05 未満							 	
フッ素	8以下			0.5 未満							 	
ヘナサン抽出物質	5以下(鉱油系) 30以下(動植物系)			1 未満							 	
フェノール	0.5以下			0.05 未満							 	
ほう素	10以下			0. 7							 	
1, 4-ジオキサン	0.05以下			0.05 未満							 	
三窒素(アンモニア性窒 三窒素(亜硝酸性窒素)				9. 7							 	
三窒素(亜硝酸性窒素)	380未満(*1)			0.1 未満							 	
三窒素(硝酸性窒素)				0.1 未満							 	
ヨウ素消費量 「土和末下水道多例」 多例第	220未満			12						ト屋(ランガン) が再返	 	

※は基準値超過となっているが、施設停止中の影響で固定処理した重金属(マンガン)が再溶解したためと考えられる。

[「]大和市下水道条例 条例第22号(昭和32年大和町条例第9号)」 *1 計算方法:アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素

令和7年度 最終処分場地下水上流側(※)分析結果

(※) 一般家庭の井戸水を借用しています。

※単位:mg/L

									水平位	-	
試料採取日		4月18日	5月16日	6月13日	7月11日	8月8日					
報告書作成日		5月2日	6月2日	7月1日	7月30日	9月1日					
水質汚濁規制物質	環境基準値(※)										
カドミウム	0.003以下			0.0003 未満				 			
シアン	検出されないこと			不検出(0.1未満)				 			
鉛	0.01以下			0.005 未満				 			
六価クロム	0.05以下			0.01 未満				 			
ヒ素	0.01以下			0.005 未満				 			
総水銀	0.0005以下			0.0005 未満				 			
アルキル水銀	検出されないこと			不検出(0.0005未満)				 			
PCB	検出されないこと			不検出(0.0005未満)				 			
クロロエチレン ^{*2}	0.002以下			0.0002 未満				 			
トリクロロエチレン	0.03以下			0.0002 未満				 			
テトラクロロエチレン	0.01以下			0.0002 未満				 			
ジクロロメタン	0.02以下			0.0002 未満				 			
四塩化炭素	0.002以下			0.0002 未満				 			
1,2-ジクロロエタン	0.004以下			0.0002 未満				 			
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下			0.0002 未満				 			
1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下			0.0004 未満				 			
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下			0.0002 未満				 			
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下			0.0002 未満				 			
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下			0.0004 未満				 			
チウラム	0.006以下			0.0006 未満				 			
シマジン	0.003以下			0.0003 未満	-		-	 			
チオベンカルブ	0.02以下			0.002 未満	-		-	 			
ベンゼン	0.01以下			0. 0002				 			
セレン	0.01以下			0.002 未満	-		-	 			
ふっ素	0.8以下			0.08 未満				 			
ほう素	1以下			0.02 未満				 			
1,4-ジオキサン	0.05以下			0.005 未満				 			
亜硝酸性窒素	10以下 *1			0.05 未満				 	 		
硝酸性窒素				5. 0				 			
塩素イオン		8	8	8	8	8					
電気伝導率		24	22	24	24	23					

^{(※) 「}地下水の水質汚濁にかかる環境基準について 環境庁告示第10号 平成9年3月13日」

^{*1} 計算方法:硝酸イオン×0.2259 + 亜硝酸イオン×0.3045

⁻*2 H29.4.1より塩化ビニルモノマーからクロロエチレンに名称変更

令和7年度 最終処分場地下水集水ピット分析結果

※単位: mg/L

=+ 小 +立 中	- -	48108	F = 10 =	0.010.0	70110	0000			※単位:1	IIB/ L	
試料採取		4月18日	5月16日	6月13日	7月11日	8月8日					igwdot
報告書作		5月2日	6月2日	7月1日	7月30日	9月1日					
水質汚濁規制物質	環境基準値(※)										
カドミウム	0.003以下			0.0003 未満				 			
シアン	検出されないこと		İ	不検出(0.1未満)	-		-	 -	-		
鉛	0.01以下			0.005 未満				 			
六価クロム	0.05以下		-	0.01 未満				 			
ヒ素	0.01以下			0.005 未満				 			
総水銀	0.0005以下			0.0005 未満				 			
アルキル水銀	検出されないこと			不検出(0.0005未満)				 			
PCB	検出されないこと			不検出(0.0005未満)				 	 		
クロロエチレン ^{*2}	0.002以下			0.0002 未満				 			
トリクロロエチレン	0.03以下			0.0002 未満				 			
テトラクロロエチレン	0.01以下			0.0002 未満				 			
ジクロロメタン	0.02以下			0.0002 未満				 			
四塩化炭素	0.002以下			0.0002 未満				 			
1,2-ジクロロエタン	0.004以下			0.0002 未満				 			
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下			0.0002 未満				 			
1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下			0.0004 未満				 			
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下			0.0002 未満				 			
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下			0.0002 未満				 			
1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下			0.0004 未満				 			
チウラム	0.006以下			0.0006 未満				 			
シマジン	0.003以下			0.0003 未満				 			
チオベンカルブ	0.02以下			0.002 未満				 			
ベンゼン	0.01以下			0.0002 未満				 			
セレン	0.01以下			0.002 未満				 			
ふっ素	0.8以下		-	0.08 未満				 			
ほう素	1以下			0.02 未満				 			
1, 4-ジオキサン	0.05以下		-	0.005 未満				 			
亜硝酸性窒素	10以下 *1			0.05 未満				 	 		
硝酸性窒素	10以下 * 1			0. 60				 			
塩素イオン		5 未満	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満					
電気伝導率		16	15	14	15	14					

^{(※) 「}地下水の水質汚濁にかかる環境基準について 環境庁告示第10号 平成9年3月13日」

^{*1} 計算方法:硝酸イオン×0.2259 + 亜硝酸イオン×0.3045

^{*2} H29.4.1より塩化ビニルモノマーからクロロエチレンに名称変更